

平成24年7月20日から平成24年8月19日まで

ご意見募集中！



京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方についてご意見を募集します

【環境影響評価(環境アセスメント)制度とは】

鉄道や高速道路の建設など大規模な事業の着手前に、あらかじめ自然環境や景観への影響などについて事業者自らが調べた結果を公表し、それに対する意見を取り入れ、環境に与える影響ができるだけ少ない事業としていく仕組みです。

【これまでの動き】

京都市においては、平成11年6月に環境影響評価法（以下「法」という）が施行されたことを受け、同年月に、法よりも厳しい規模要件を設け、事業者に「環境アセスメント」の実施を義務付ける、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という）を施行しました。

また、平成16年10月には、京都市計画段階環境影響評価要綱（以下「要綱」という）を策定し、国に先駆けて、本市が行う事業について、事業内容を固める前に、事業が及ぼす環境への影響を少なくするよう検討し、その結果を公表する手続（以下、「計画段階環境配慮」という。）の実施を義務付けました。

さらに、平成23年度には、法施行後の新たな課題への対応や生物多様性の保全などを踏まえ、法が改正され、計画段階環境配慮の実施が義務付けられたほか、「関係図書インターネットによる公表」などが義務付けられました。

【中間とりまとめと市民意見募集】

京都市環境審議会は、法改正に伴う条例改正に向けた考え方について諮問され、京都市の優れた自然環境や景観の一層の保全に向けた内容となるよう検討を進めてきました。

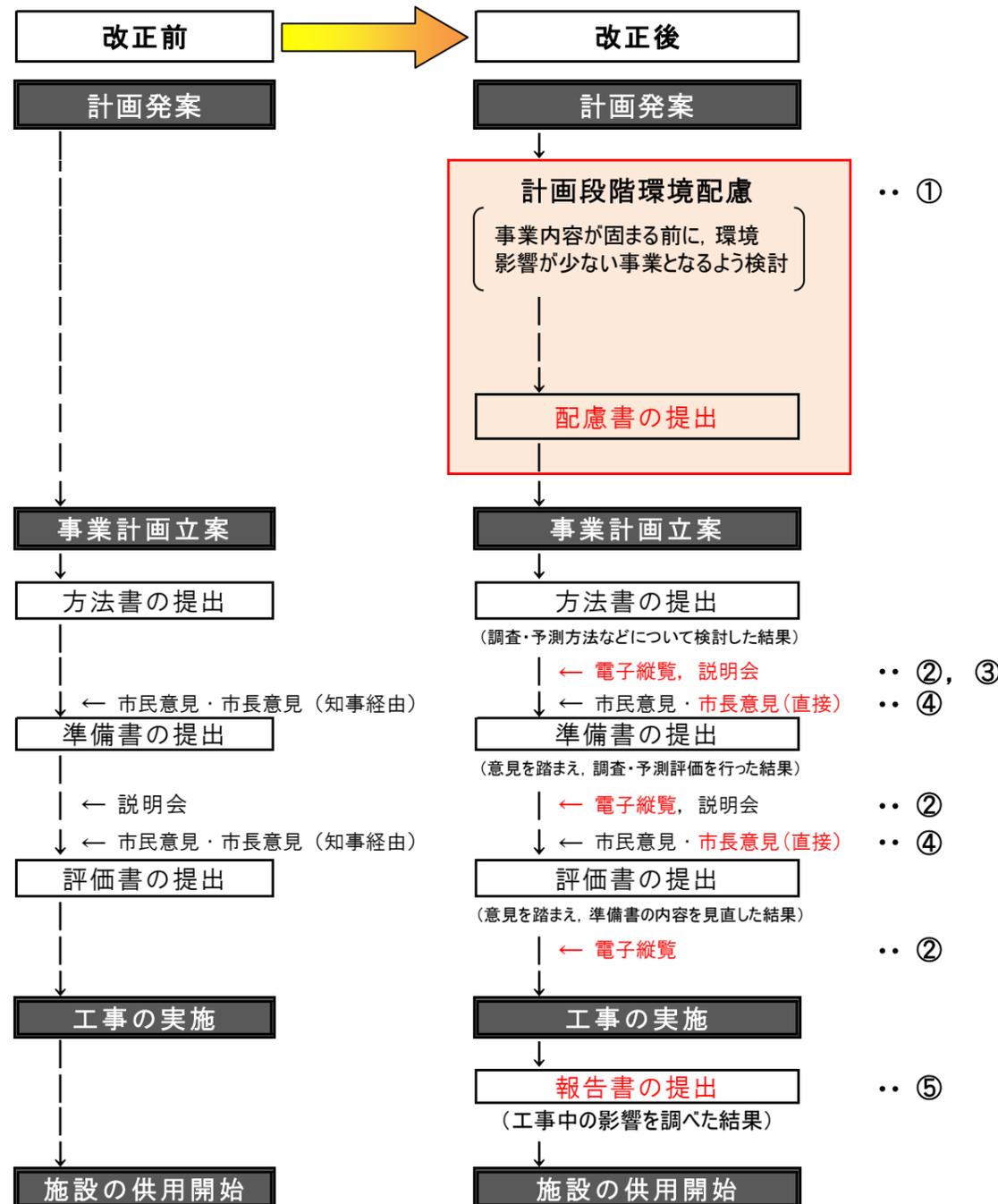
このたび、条例改正に向けた考え方について中間とりまとめを行いましたので、このとりまとめについて市民の皆様からのご意見を募集します。

改正法の主な内容

平成23年4月に行われた法改正の主な内容は、以下のとおりです。

なお、改正法は平成25年4月に完全施行されますが、これに先立ち、右記の改正点(①～⑤)のうち、②、③、④は、平成24年4月からすでに施行されています。

手続の追加



① 計画段階環境配慮(配慮書)手続を義務化 (第3条)

事業の内容が固まる前の早い段階(位置や規模、構造などの検討段階)において、環境への影響が少ない事業となるよう検討を行い、その結果を

「配慮書(計画段階での配慮事項の検討結果)」

として作成、公表することが義務付けられました(「計画段階環境配慮」)。

② 事業者が作成する図書のインターネットによる公表(電子縦覧)の義務化 (第7条, 第16条, 第27条)

事業者が作成する

「方法書(環境への影響の調査・予測の方法)」,

「準備書(調査・評価の結果)」,

「評価書(準備書に市民等の意見を取り入れて見直し)」

については、インターネットによる公表を加えるよう義務付けられました。

③ 環境影響の調査方法(方法書)に関する説明会開催の義務化 (第7条)

「準備書」の公表に合わせて住民向けの説明会を行っていましたが、これに加えて、その前段階の「方法書」の提出後にも説明会を開催するよう義務付けられました。

④ 政令市長から事業者への直接の意見提出 (第10条, 第20条)

環境への影響が政令で定める市域内に限られる場合は、都道府県知事を経由せず、その市長から直接事業者へ意見を述べるできるようになりました。

⑤ 工事中の環境調査結果の公表(報告書)手続を義務化 (第38条)

事業(工事)着手後に周辺環境の状態を調査するとともに、その内容や調査により判明した状況に対して講じた対策などを

「報告書(環境保全の措置結果)」,

として作成し、工事完了後に公表することが義務付けられました。

対象事業の拡大

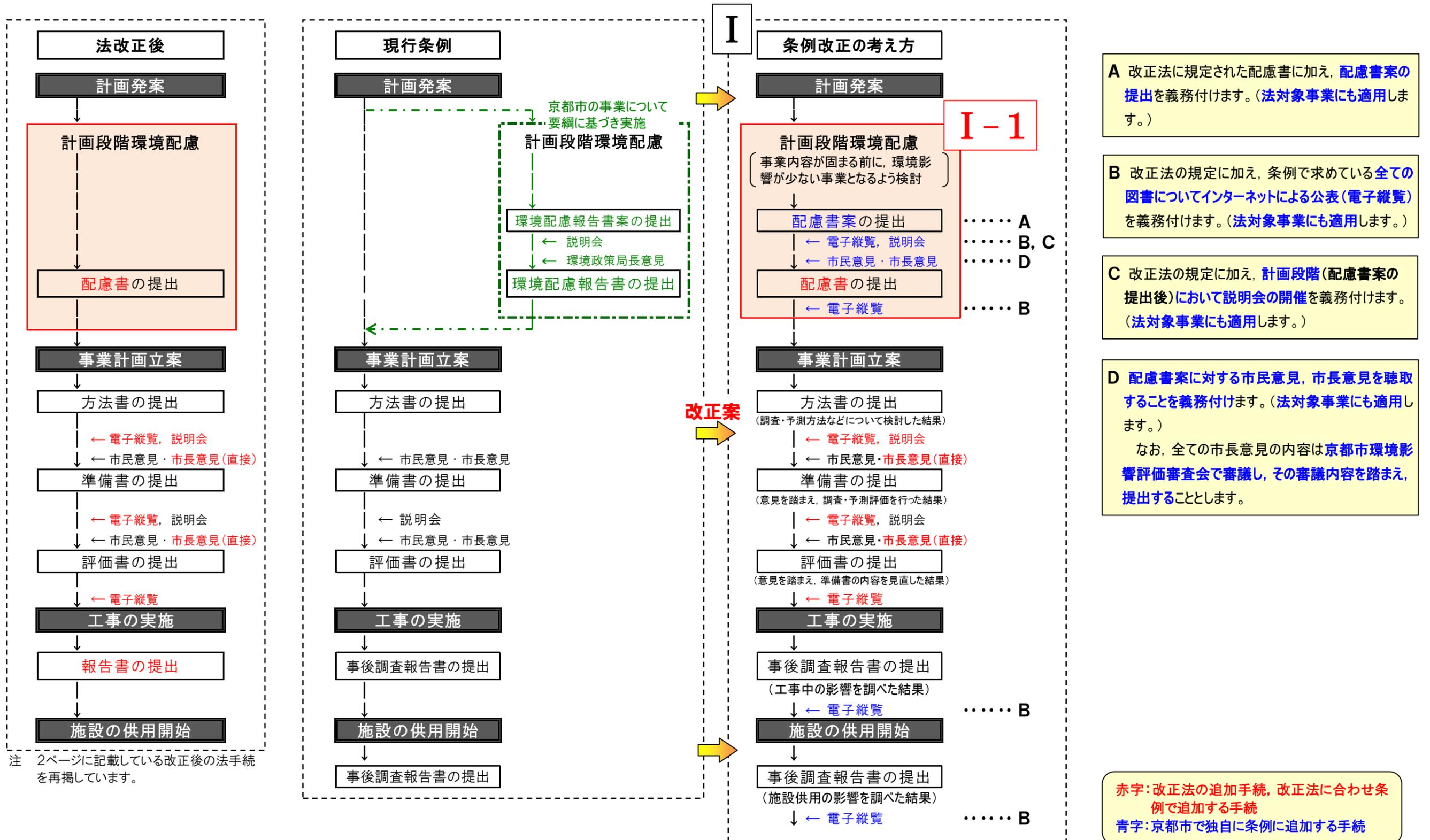
風力発電所の設置を対象事業に追加 (第2条)

風力発電は、再生可能エネルギーとして導入が期待される一方、騒音や低周波による周辺への環境影響が問題とされていることから、風力発電所の設置が対象事業に追加されました。

条例改正の考え方

手続の追加

改正法により新たに追加された「計画段階環境配慮」、「関係図書のインターネットによる公表（電子縦覧）」等の手続を条例に追加することが望ましいと考えます。



対象事業の拡大

京都市の優れた自然や景観をより一層保全するため、京都市独自に、一部の対象事業の規模要件を引き下げ、市有地で実施する民間事業（国等の事業を含む）等についても対象とし、環境影響評価制度を強化することが望ましいと考えます。

現行

主な対象事業	改正前の法対象事業の規模要件		現行条例の規模要件	現行要綱の規模要件
	第1種事業	第2種事業	公共事業、民間事業に関わらず、以下の規模に該当する事業	京都市が実施する事業のみ
一般国道	4車線以上、かつ長さが10km以上	4車線以上、かつ長さが7.5km～10km	4車線以上、かつ長さが3～7.5km	4車線以上、かつ長さが1.5～3km
鉄道	長さ10km以上	長さ7.5km～10km	長さ7.5km未満	—
飛行場（ヘリポート）	滑走路長2,500m以上	滑走路長1,875m～2,500m	滑走路長1,875m未満	—
廃棄物最終処分場	面積30ヘクタール以上	面積25～30ヘクタール	面積5～25ヘクタール	面積5ヘクタール未満（一般廃棄物に限る）
宅地の造成の事業（開発）	面積100ヘクタール以上	面積75～100ヘクタール	面積20～75ヘクタール（特定地域 ^{※3} 10～75ヘクタール）	面積4～20ヘクタール（特定地域 ^{※3} 4～10ヘクタール）
都市公園	—	—	面積20ヘクタール以上（特定地域 ^{※3} 10ヘクタール以上）	面積5～20ヘクタール（特定山間地域 ^{※2} に限る）
下水道終末処理場	—	—	敷地面積10ヘクタール以上 または 計画処理人口5万人以上	計画処理人口5千人以上
工場	—	—	排ガス量4万m ³ /時以上 または 排水量7,500m ³ /日以上	—
建築物	—	—	高さ45m超 かつ 床面積5万m ² 以上	床面積2千m ² 以上
ごみ処理施設	—	—	ごみ処理施設の処理能力4トン/時以上（焼却施設に限る）	ごみ処理施設の処理能力5トン/日以上（焼却施設は200kg/時以上）
産業廃棄物中間処理施設	—	—	いずれかに該当する施設 ・敷地面積9,000m ² 以上 ・建築面積3,000m ² 以上 ・焼却施設の処理能力4トン/時以上	—

条例改正の考え方

主な対象事業	改正後の法対象事業の規模要件(大規模)		条例対象事業の規模要件	
	第1種事業	第2種事業	第1類事業(中規模)	第2類事業(小規模)
			公共事業、民間事業に関わらず、以下の規模に該当する事業	京都市が実施する事業 市有地で実施する民間事業(国等の事業を含む) 民有地で実施する ア の民間事業
一般国道	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
鉄道	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
飛行場（ヘリポート）	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
風力発電所【新規】	出力1万kW以上	出力7,500～1万kW	出力1,500～7,500kW	—
廃棄物最終処分場	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
宅地の造成の事業（開発）	法改正による変更なし		面積16～75ヘクタール（特定地域^{※3}8～75ヘクタール）	面積4～16ヘクタール（特定地域^{※3}4～8ヘクタール） ア
都市公園	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
下水道終末処理場	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
工場	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
建築物	法改正による変更なし		高さ31m超 かつ 床面積5万m²以上	現行要綱どおり
ごみ処理施設	法改正による変更なし		現行条例どおり	現行要綱どおり
産業廃棄物中間処理施設	法改正による変更なし		現行条例どおり	—
その他【新規】	—	—	—	別に定める地域^{※1}で行う事業 ア
手続の方法 ()内の記号は3ページ参照	「条例改正の考え方」に基づく手続(I)を義務付けます。		「条例改正の考え方」に基づく手続(I)を義務付けます。	説明会の開催(C)を除く計画段階環境配慮手続のみ(I-1)を義務付けます。

※1 希少な動植物の生息に影響を及ぼす地域などを想定しています。今後、京都市環境影響評価審査会の審議を経て決定します。

※2 歴史的風土特別保存地区、都市計画区域以外の区域、特別緑地保全地区もしくは自然風景保全地区に指定された区域をいいます。

※3 特定地域については、5ページ「特定地域の拡大」を参照してください。

青字は、対象を拡大する部分

その他の改正点

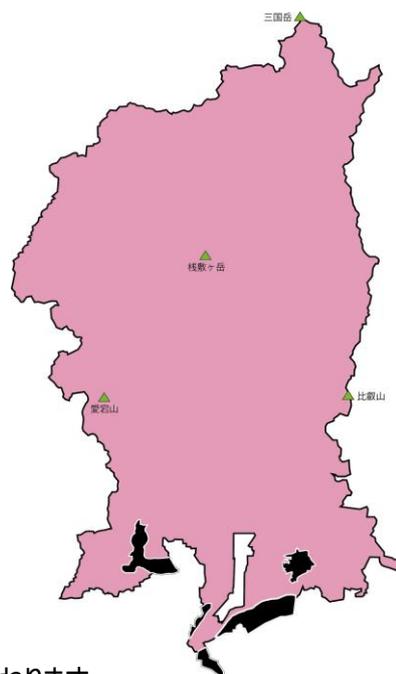
工事を複数回に分けた事業への環境影響評価制度の適用

隣接した場所で追加工事を行うなど、大きな事業を複数回に分割して実施する場合、1回の事業規模では条例の対象規模を下回るおそれがあります。そのため、事業の一体性が明らかであれば、それらの規模を合算し、その結果、対象規模を超える場合には、環境影響評価の実施を義務付けます。

特定地域の拡大

自然環境の保全を推進するため、これまでの範囲に市街化調整区域を加え、京都市のほぼ全域（南区と伏見区の一部を除く）を特定地域^{※4}とします。

※4 都市計画区域外や鳥獣保護区、風致地区、修景地区などの指定を受けた地域をいいます。小規模な事業であっても環境影響評価の実施を義務付けています。



※  が新たに加わります

特定地域概略図

審議会では、皆様からお寄せいただいた御意見を踏まえ、京都市に対して、「条例改正に向けた考え方」について、今後答申を行う予定です。

環境影響評価制度の概要や改正の考え方の解説などについては、本冊子と共に京都市環境管理課のホームページもご覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000120772.html>

提出先・問い合わせ先

京都市環境審議会 環境影響評価条例部会 事務局

〒604-8101

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル4階

京都市環境政策局環境企画部環境管理課（電話 075-213-0930）

ファックス：075-213-0922

電子メール：k-kyosei@city.kyoto.jp



発行／環境政策局 環境企画部 環境管理課
平成24年7月発行 京都市印刷物第243037号